

# 個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書(出生届同時用)

出生子のマイナンバーカードの発行をお急ぎで希望する場合は、以下の項目を記入のうえ、出生届と同時に申請してください。

この欄は父、母又はその法定代理人である届出人が記載してください。

地方公共団体情報システム機構 宛  
(出生届の届出地市区町村長 宛)

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

申請にあたり、以下について記入してください。

お子様氏名( )

☑氏名、住所、生年月日、性別は出生届に記載された内容と同じです

法定代理人氏名( )

☑住所地又は住所地以外の希望した送付先にて確実に個人番号カードを受けとれます

①利用者証明用電子証明書暗証番号		<input type="checkbox"/> 利用者証明用電子証明書の発行を希望しない
②住民基本台帳用暗証番号【必須】		③券面事項入力補助用暗証番号【必須】
④個人番号カード送付先 【住所地以外への送付を希望する場合】		
⑤住所地において個人番号カードの送付を受ける ことができない理由		
⑥連絡先電話番号【必須】		

(注)

①利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号です。

利用者証明用電子証明書…インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組みであり、健康保険証としての利用などに必要です。

利用者証明用電子証明書の発行を希望しない場合、①の欄に暗証番号は記入せず、□に✓をつけてください。

②住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号です。

③個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号です。

④個人番号カードは、簡易書留等により住所地へ送付されます。住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載してください。

※出生届、出生証明書に記載された事項は、この申請にも用いられます。

※電子証明書について、氏名のコンピューター入力に際して画面上に正確に表示されない文字(代替対象文字)は、代替文字に置き換わります。

代替文字を変更したい場合は、個人番号カードの交付後に、住所地市区町村長へその旨を申し出てください。

書留郵便による送付を希望

※確実に受け取ることができる方に限り、「転送不可の簡易書留」で  
カードが送付されます。

窓口受取希望

本庁(市民課)

大屋地域局

養父地域局

関宮地域局

## 【注意事項】

※設定した暗証番号は、届出前にご自身でお控えください。

※出生届と同時に申請しなかった場合、3～4週間後に「紙の番号通知書と申請書」が郵送されます。

※届いたマイナンバーカードには、保険証の利用登録がされていません。別途、ご自身のスマホや病院窓口等で登録が必要です。

※住所地に出生届を提出しなかった場合、カードの配達まで2週間以上の期間が掛かります。